

2022年6月8日

企業会計基準委員会 御中

PwCあらた有限責任監査法人 品質管理本部
アカウントティング・サポート部

**「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するIC0トーク
ンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」に対するコメント**

貴委員会から2022年3月15日付で公表されました「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するIC0トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」（以下「本論点整理」という。）について、私どもの意見を下記のとおり提出いたします。

記

質問1（基準開発の時期（第9項から第26項参照））

基準開発の時期を決定するために考慮すべき要素として、基準開発の必要性及び緊急性、並びに現時点で基準開発する場合に想定される困難さを挙げた上で、それらの項目に関連する現在の状況について説明しています。

国際的な基準開発に先行して我が国の基準開発を着手し、その後に国際的な会計基準が開発された場合には、再度我が国の基準開発を行う可能性があります。一方、会計基準が定まっていないことに起因して、対象取引への取組みが阻害されている状況等が生じている可能性があります。

これらの状況を踏まえ、現時点において速やかに基準開発に着手すべきと考えますか又は速やかに着手すべきではないと考えますか。また、それはなぜですか。速やかに着手すべきではないと考える場合、どのようなタイミングで基準開発に着手すべきと考えますか。また、それはなぜですか。

【意見】

基準開発に速やかに着手することが望まれる。

【理由】

2018年に公表された実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」は、自己以外のものが発行した資金決済法上の暗号資産取引に関して、会計処理の明確化によってその後の暗号資産交換業者による財務諸表の作成およびその監査の円滑化に大きく資するものであったと考えている。

当該実務対報告では「本実務対応報告において定めのない事項については、今後の仮想通貨のビジネスの発展や会計に関連する実務の状況により、市場関係者の要望に基づき、別途の対応を図ることの要否を判断することになると考えられる」（実務対応報告第38号第22項）とされていたが、その後、日本国内においてICOトークンの発行を通じた資金調達を行うための環境整備が進められ、少数ながらも実際の取引事例が観察されるようになっている。現時点において取引慣行が定まっておらず基準開発の難易度が高いことを理解しているものの、日本企業がICOトークンを発行するための環境整備の進捗を踏まえ、会計処理の一貫性を確保し、企業間の財務数値の比較可能性を高めるため、基準開発に速やかに着手することが望まれる。

なお、国際的な基準開発との大きな齟齬が生じる事態を避けるため、基準開発の検討の中で、国際的な基準開発の動向も常に考慮しながら、検討を進めることが適当と考える。

質問2（ICOトークンの発行者における発行時の会計処理（第28項から第36項参照））

ICOトークンの発行者が財又はサービスを提供する義務を負担している場合の会計処理については、ICOトークンの発行取引の実態をどう捉えるのかが論点であるとしており、

(1) 契約自由の原則の下で自発的に発生した独立第三者間取引においては経済的に等価交換が成立している（その結果、発行時に利益を計上するケースは生じ得ない。）とする考え方と、(2) 提供する財又はサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースの存在をICOトークンの発行取引の実態を示す特徴の1つとして捉え、当該取引を会計上適切に描写するため、等価交換が常に成立しているものとしては取り扱わない（その結果、発行時に利益を計上するケースは生じ得る。）とする考え方を説明しています。これらの考え方のうち、どちらが適当と考えますか。また、それはなぜですか。見解の根拠として、ICOトークンの発行取引の実態をどのように捉えているか、想定する具体的な発行取引の主な特徴を併せてご回答ください。

【意見】

現時点での分析を前提とした場合、現行基準と整合的な(1)の考え方が適当と考える。ただし、ICOトークンの発行者が負担する義務の範囲に関してさらなる分析が必要と考える。

【理由】

発行者が財又はサービスを提供する義務を負担しているICOトークンの発行は、通常、リースや金融資産の定義に該当しない財またはサービスと交換に資金を受け取る取引である点において顧客との契約から生じる収益取引に類似していると考えられる。ここで、顧客との契約から生じる収益を取り扱う企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」では、財またはサービスの時価ではなく、企業が権利を得ると見込む対価の額である取引価格を履行義務に配分している。これを踏まえ、現時点においては、類似性のある現行基準との整合性の観点から、ICOトークンに係る財またはサービスを提供する義務についても、対価として受け取った資産の時価を測定的基础とすることが適当と考えられる。

ただし、本論点整理では、「ICOトークンの発行取引については、発行者が財又はサービスを提供する義務を負担するとしても、その財又はサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースの存在が聞かれている。」（本論点整理第33項）としている一方、ICOトークンの発行者が負担する義務の範囲に関する分析は含まれていない。たとえ

ば、ICOトークンの発行者が一次取得者に対して負担する義務に加え、ICOトークンがその一部として発行者の義務を表象している場合、発行者の義務は一次取得者から二次取得者へと売買取引を通じて引き継がれ、結果として、発行者はICOトークンが流通する期間にわたって義務を負い続ける可能性があると考えられる。このような義務を含めた場合に、ICOトークンの発行者が負担する義務が著しく僅少なケースの存在をICO取引の実態を示す特徴と考えることができるか明らかでない。したがって、ICOトークンの発行者における発行時の会計処理の考え方について結論を出す前に、一次取得者以外に対して負担している義務を含め、ICOトークンの発行者が負担する義務の範囲についてさらなる分析を行うことが必要と考える。

質問3（資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンの発行及び保有に関するその他の論点（第38項及び第39項参照））

本論点整理の第38項及び第39項を踏まえ、ここで示されている考え方に同意しますか。同意しない場合、それはなぜですか。また、ICOトークンの発行の会計処理について、掲げられた論点のほかに、検討すべき論点がありましたらご記載ください。

さらに、ICOトークンの保有の会計処理については、発行者が保有する場合を除き、実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」において定めがありますが、当面必要と考えられる最小限の項目に限定されているため、検討すべき会計上の論点の有無について確認することが考えられます。現時点において、会計基準の定めがないことに起因して会計処理の多様性が生じているような会計上の論点があると考えますか。論点があると考える場合、それはどのような論点ですか。

【意見】

本論点整理の第38項及び第39項に示されている考え方に基本的に同意する。ただし、ICOトークンの発行後に第三者から当該ICOトークンを取得した場合については、ICOトークンの発行者が負担する義務の範囲を分析したうえで検討を進める必要があると考える。

【理由】

本論点整理では、ICOトークンの発行後に第三者から当該ICOトークンを取得した場合、当該ICOトークンに係る発行者の義務が自己に対する義務に実質的に変化するという状況を重視し、関連する負債の消滅の認識を行う考え方が示されている（本論点整理第38項、第39項および別紙第8項(1)）。この考え方に基本的に同意するものの、質問2に対する意見として記載したようにICOトークンの発行者が負担する義務の範囲を分析する場合には、負担する義務の性質を踏まえ、ICOトークンの取得時に当該義務の消滅の認識を行うか否かを改めて確認する必要があると考える。

質問4（電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する論点（第40項及び第41項参照））

本論点整理の第40項及び第41項を踏まえ、ここで示されている考え方に同意しますか。

同意しない場合、それはなぜですか。また、掲げられた論点のほかに、検討すべき論点がありましたらご記載ください。

【意見】

本論点整理の考え方に同意する。

質問5（その他）

その他、本論点整理に関して、ご意見がありましたらご記載ください。

【意見】

非代替性のトークン（NFT）に関する基準開発に速やかに着手すべきである。

【理由】

現在、デジタル資産の発行は急速に進展しており、特にNFTについては、上場企業も含め取引事例が急増していると理解している。日々新しい取引が開発されている状況にあり基準開発の難易度が高いことを理解しているものの、会計基準が存在しない中で伝統的な取引と異なる特質を持つNFTの会計処理を判断することの困難性から会計処理の明確化へのニーズが高まっており、また、検討すべき内容には資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンとの共通点もあると考えられるため、NFTの発行、保有および預託につき、基準開発に速やかに着手すべきと考える。

以 上